

## 第14章 大学院専門法務研究科

### 第1節 法科大学院設置への道のり

#### 第1項 前史

##### (1) 司法制度改革と法科大学院の誕生

いわゆるバブル経済崩壊後、規制緩和を推進し、企業には自由かつ創造的に活動させる一方、その過程で生じた紛争は、法的ルールに従って事後的に解決する社会への転換が急務とされ、これに伴い司法制度改革の必要性が叫ばれた。このような状況を受け、1999年7月には司法制度改革審議会が内閣に設置され、同審議会の意見書の中には、法曹の資質についても提言が見られる。

そこでは、法曹の資質として、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的な法律知識、柔軟な思考、説得・交渉の能力等に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力、職業倫理等が挙げられており、このような資質を備えた法曹を養成するため、法曹教育、司法試験および司法修習を有機的に連携させた新たな制度が構想された。法科大学院はこのような構想の下、その中核を担う教育機関と位置づけられ、2004年4月に、68大学、学生定員総数5,590人の法科大学院が誕生した。

さらに、翌年度には6大学の法科大学院が認可され、計74の法科大学院により新たな法曹養成制度がスタートした。



写真2-14-1-1  
現在の専門法務研究科が入る総合校舎1号棟

## (2) 社会科学研究所修士課程法学専攻「実践法学系」コース

2001年、千葉大学は、すでに法科大学院構想を予想し、これを試行的に実施するため、大学院社会科学研究所修士課程法学専攻の中に「実践法学系」コースを設けた。このコースは既存の「理論法学系」と「政策研究系」とは別に、学生と教員とが双方向・多方向的な教育方法により基本法学科目の単位を修得させることを目的とした（入学定員12名（収容定員24名））。また、この課程では、修士論文の作成は義務付けないこととされた。まだこの時期には新司法試験は始まっていなかったことから、修了者に司法試験受験資格は付与されなかったが、専任教員の顔ぶれからも、ここに本研究科の萌芽が見られる。

なお、実践法学系コースには、さらに生活法務、企業法務および公共法務というプログラムが設けられた。

## 第2項 専門法務研究科（法科大学院）の設置

2002年、千葉大学では、法経学部法学科に法科大学院設置委員会（以下、「設置委員会」という）が設けられ、法学科長であった中窪裕也教授、学長特別補佐であった遠藤美光教授および翌年度法学科長であった林陽一教授の3名が設置委員会委員とされ、本格的に設置計画の策定が開始された。この設置委員会では、東京の主要な大規模大学が設置しようとしていた法科大学院とは教育理念も教育方法も異なる、「東京の次」でない独自の法科大学院を目指した。

### (1) 教育理念と教育課程の特徴

#### a. 「生きている一人ひとりのために」

都内の大規模大学は、企業法務や国際法務を中心とするなど先駆的な分野を重視する法科大学院が構想されていたが、千葉県では一般民事法曹に需要があると考えられたことから、千葉大学法科大学院は、いわゆる「民弁（民事弁護士）」の養成に重点を置くこととした。そして、社会的弱者に法的サービスを提供し、そのような人たちに寄り添う心ある法曹の養成を目標とした。端的にこの理念を表現するため、「生きている一人ひとりのために」という標語を掲げることとした。現在、この標語は、生きている一人ひとりのために生活者の視点を忘れない心ある法曹の養成というように、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーおよびディプロマ・ポリシーに

活かされ、本研究科の教育理念として定着している。

#### b. インテンシブ制度

本研究科では、個々の学生の顔が見える少人数教育を前提としたうえで、教員が労を惜まず、同一学年を2つのクラスに分け、同一内容の授業を同日に2回実施するという授業方法が採用された。少人数クラスを実現することで学生も遠慮なく発言できるよう配慮したわけである。このような少人数による授業実施単位は、他の法科大学院には見られない特色であって、「インテンシブ・クラス」と命名され、その科目は「インテンシブ科目」と呼ぶこととされた。インテンシブ科目は、2年次に配当される法律基本科目のうち必修科目7法が対象とされた。

もともと、この制度は、入学者数の減少のため、2015年以降、一時的に中断せざるを得なくなった。しかし、自主的に複数の専任教員によって継続され、入学者の増加に伴い復活も検討されている。

#### c. 基本に忠実な法学教育

設置委員会では、教科書に記述されている概念的な法理論だけでなく、実際の事案に適用される際の問題点を解決する能力を養成するために、いわゆる「プロブレム・メソッド」に基づく法学教育を実践する法科大学院を目標とした。

「法科大学院 (law school)」という言葉から連想されるアメリカのロー・スクールでは、重要な判例を集めた教材（ケースブック）を用いて授業を行う風潮が見られたが、設置委員会は、判例研究を偏重する教育方法はわが国にはそぐわないと考え、実定法あるいはその基礎にある法的な思考の修得に力を注ぐこととされた。設置委員会には司法試験考査委員を長年務め、司法試験受験者の能力を熟知した教員も在籍したことから、教科書レベルの基礎理論の修得を徹底させることが法曹教育に不可欠と考えたわけである。

このような視点は、本研究科の科目名称にも反映されており、「判例民法」、「刑法演習」などの名称は避け、あえて「憲法1」「憲法2」というように単純な名称を付すこととされた。

#### d. 臨床系の法律実務科目の重視

設置当初、臨床系の法律実務科目として、法律事務所における実習を中心とした「実践リーガル・ライティング」が開講された。この科目は、2008年にエクスターン

シップに改称され、現在に引き継がれている。

法科大学院教育においてエクスターンシップ自体は、決して珍しい科目でないものの、必修科目とする法科大学院はそれほど多くない。現在もエクスターンシップは、千葉県弁護士会に所属する弁護士の協力により実施されており、研修前の準備と、研修後の報告会にも力を入れている。

臨床系の科目ではないが、千葉県弁護士会の協力により「千葉県下の弁護士実務の現状と諸課題」もオムニバス方式をとり、毎回異なる弁護士により労働問題や少年問題等、興味深いテーマで授業が行われている。

## (2) 設置申請の経緯

法科大学院の設置については、当初から千葉大学本部は消極的な姿勢であった。それまで法経学部の学生から司法試験合格者をあまり輩出していなかったことに加え、どの程度認可されるのか情報が乏しかったこともあり、大学本部が設置申請に慎重になるのは無理もないことであった。

当時は、大学自体の生き残りを賭けて、いくぶん無謀ともいえる法科大学院の設置を目指す大学があった反面、法学部を設置していても法科大学院の設置には後ろ向きの大学もあったようである。それだけ法科大学院の設置には不確定要素が伴い、難しい判断であったことが窺える。しかし、設置委員の熱意と磯野可一学長の英断により設置申請にゴーサインが出された。こうして冒頭で述べた68の法科大学院の1つとして2004年より本研究科における法曹教育が始まった。

## 第2節 研究科の構成

### 第1項 教育体制

#### (1) 教育スタッフ

法科大学院は、「理論と実務の架橋」を強く意識した教育を実践することとされており、研究者教員と実務家教員をバランスよく配置しなければならない。研究者教員はさておき、一般的に実務家教員の人事は難しいものと考えられていたが、本学では、特許庁や公正取引委員会等の法執行機関において実務に携わった経験を有する

人材を専任教員として採用していたことから、設置当初から比較的実務を踏まえたレベルの高い教育を実践することができた。

他方、通常の民事法、刑事法のための実務家教員（弁護士・検察官）は、常勤として採用するには教員定員が不足したため、専門職大学院設置基準で認められる「みなし専任」実務家教員、あるいは非常勤教員を利用することにより対応した。

現在は、「特任教授」制度等も整備されており、これを利用し本研究科の修了生であって実務経験を有する若手ないし中堅弁護士を特任准教授として採用している。本研究科を修了した弁護士は、在学生からみて良いロールモデルとなっており、修了生弁護士による指導は、特に3年コースにおいて大きな役割を果たしている。

## (2) 中間試験制度

法科大学院における成績評価は厳格に行われることから、どうしても進級・修了に必要な単位を取得できない学生が毎年、一定数生ずることになる。そこで、入学後の早い時期から成績評価の厳格さを学生に認識させ、学力を向上させるため、法律基本科目のうち必修科目につき、試験期間を設け、中間試験の実施を義務付けた。本研究科では、前期・後期の2学期制を採用していることから、15回の授業回数のうち原則として8回が終了した時点で、定期試験を実施することとされた。法科大学院の学修量は、学部とは比較にならないほど膨大であるから、学修成果を早めに自分でチェックできるように配慮したものである。

## (3) クラス担任制

法科大学院の学生には、家庭の事情等やむを得ない事情から、休学ないし退学する者も一定数存在する。このような学生に対応するため、学生5～10名を1クラスとする担任制度を設け、担任教員が学修面はもとより、生活面を含め、様々な相談に対応できる体制を整えた。また、女性学生の相談には、原則として女性教員が対応するよう女性学生支援委員も配置している。

2004年に本研究科が設置されて以降2022年まで、在籍した専任教員は下記のとおりである（着任順。かっこ内は主たる担当科目）。

### 【公法】

岩間昭道（憲法）、鈴木庸夫（行政法）、木村琢磨（行政法）、藤井俊夫（行政法）、巻美矢紀（憲法）、下井康史（行政法）、大林啓吾（憲法）、白水隆（憲法）、手塚崇聡（憲法）

**【民事法】**

半田吉信（民法）、遠藤美光（会社法）、小賀野晶一（民法）、鎌野邦樹（民法）、青木浩子（会社法）、北村賢哲（民事訴訟法）、眞田範行（民事実務）、田中宏治（民法）、松下祐記（倒産法・民事訴訟法）、金子敬明（民法）、鳥山泰志（民法）、杉本和士（倒産法・民事訴訟法）、大澤慎太郎（民法）、島田直樹（民事実務）、小林俊明（会社法）、堀田佳文（会社法）、平野秀文（民法）、鶴ヶ野翔麻（民法）、白石友行（民法）、野口泰三（民事実務）

**【刑事法】**

林陽一（刑法）、本江威熹（刑事訴訟法、刑事実務）、後藤弘子（少年法、ジェンダーと法、刑事政策）、鶴田六郎（刑事実務）、安村勉（刑事訴訟法）、川野辺充子（刑事実務）、吉田博視（刑事実務）、石井徹哉（刑法）、佐々木正輝（刑事実務）、笹倉宏紀（刑事訴訟法）、川島享祐（刑事訴訟法）、西貝吉晃（刑法）、田澤奈津子（刑事実務）、池亀尚之（刑事訴訟法）

**【基礎法・隣接科目】**

島津格（法哲学）、金原恭子（英米法、法律英語）

**【展開・先端分野】**

手塚和彰（労働法）、青山紘一（知的財産法）、栗田誠（経済法）、森田博志（国際私法）、森谷和馬（医事法）、北島志保（知的財産法）、永口学（独占禁止法）

## 第2項 組織運営体制

部局における基本的な意思決定機関として教授会が置かれ、教授会に提出される議案を審議するために運営委員会が置かれた。運営委員会は、研究科長を中心に学務委員長および入試委員長等によって構成され、自由闊達な議論の場となっている。他方、教授会は、原則として毎月第一水曜日に開催され、原則としてその1週間前に運営委員会が開催される。

そのほか、法科大学院認証評価に対応するため、自己点検・第三者評価委員会を設置している。

ちなみに、本研究科設置以来2022年まで、研究科長には、岩間昭道（2004～2005）、遠藤美光（2006～2007）、藤井俊夫（2008）、林陽一（2009～2010）、安村勉（2011～2012）、金原恭子（2013～2014）、林陽一（2015）、石井徹哉（2016～2017）、後藤弘子（2018～2019）、下井康史（2020～2021）、小林俊明（2022～）が就任している。



## 第3項 設備

### (1) 自習室

本研究科では、自習室が設けられ、在学生全員に固定席が割り当てられている。これは法科大学院生にとって学修に専念できる環境を整える必要があったからである。本研究科の入学定員は当初50名であったことから、50名を収容できる部屋が確保された。次年度には100席を設ける必要があったことから、人文社会系研究棟第3棟4階西側部分を改修し、ここに自習室を設置した。

2007年には総合校舎1号館が改修され、その4階部分（西端の情報演習室部分を除く）に移転した。そして、中央部分の突き抜け廊下のスペースも取り込み、最大で140人が収容できるようにされた。自習室には1日24時間いつでもカード・キーによって立ち入ることができる。

なお、2020年に新型コロナウイルス感染症が拡大してからは、感染症対策にも十分に留意している。



写真2-14-2-1 24時間利用可能な院生自習室



写真2-14-2-2  
司法研修所の研修室を模して改修された講義室1

### (2) 講義室

設置当初、中核的科目の授業は（1年生は定員が15名であり、2年生はインテンシブ・クラスとして授業実施単位は25名であった）最大25名を収容定員とする小講義室を設け、人文社会系研究棟第2棟5階の会議室を中央で2分割して小講義室2室が設けられた。小講義室では教壇・机もまた、対面式および演習式の授業に合わせて配置された。

その後、2007年に総合校舎1号館に移転してからは、4階東側に100名を収容する大講義室が設けられた。同じく5階東側に、最大40名を収容できる小講義室2室（写真2-14-2-2）等が設けられた。



写真2-14-2-3  
最終講義後の林陽一先生を囲んで（大講義室に於て）

大講義室は、後に裁判官席を設置することにより、模擬裁判も実施できるように改修された。他方、小講義室2室は、司法研修所の研修室を模したもので、双方向・多方向型授業が適切に行えるように、座席は教壇を底とするすり鉢型のレイアウトにされている。

### (3) 図書資料室・パソコンルーム

学修に専念できる自習室のほかに、いつでも判例等の資料にアクセスできるよう図書資料室も整備されている。設置当初は、人文社会系研究棟2階の自習室に併設された図書室を二分割し、その一方は法科大学院専用図書室とした。2007年に本研究科が総合校舎1号館に移転した後は、自習室、図書資料室とともにパソコンルームも設けられた。

なお、自習室、図書資料室およびパソコンルームは、本研究科修了生も特別研修生として利用することができる。

## 第3節 法科大学院教育の実施

### 第1項 入試状況と入試政策

#### (1) 入試状況

法科大学院で初めて実施された2004年度入学試験では、全国で72,800人が出願し、最終的に5,767人が全国の法科大学院に合格し入学が許可された。定員50人の本研究科には、1,345人が出願し、入学試験の結果、2年コース29名、3年コース23名の合計52名の学生を受け入れた。競争倍率は26倍に達し、いわゆる難関法科大学院の1つとされた。



しかし、2011年から司法試験予備試験の影響もあって、法科大学院人気に陰りがさし、低迷期に入ることになる。そのため、本研究科の入学定員も50名から40名に削減し、2010年、一時的に受験者が増加したものの、その後はかろうじて競争率2倍を維持する状況が続いた。入学定員の充足率も2018年以降50%にも届かない状況に至った（表2-14-3-1参照）。もっとも、後述のように法曹コース制度の導入等もあって2022年からやや明るい兆しも見え始めている。

## (2) 入学者選抜試験（入試）の変遷

設置当初、一般入試は、筆記試験と口述試験とを2日に分け、10月から12月にかけて、筆記試験と口述試験を実施する二段階選抜方式を採用した。2年コースの筆記試験科目は、当初、短答式で7科目実施し、論文式試験として憲法・民法・刑法の3科目につき実施していたが、その後、短答式科目は削減・廃止され、2016年以降は、論文式試験として憲法・民法・刑法の3科目のみとされている。他方、3年コースは設置当初から小論文と口述試験により選抜している。

また、2019年からは、定員充足率を改善するため、秋季入試のほかに2月初旬に冬季入試も実施している。

さらに、2022年には、遠隔地の受験生の負担を軽減するため、2日間に渡って実施していた筆記試験・口述試験を1日で済ませることとしたほか、秋季入試・冬季入試に加え、夏季入試（ただし、3年コースのみ）も導入されている。

なお、2017年からは、学部の3年早期卒業を対象とした特別入試も導入しており、これが法曹コース生対象の特別入試（定員6名）に引き継がれている。

## 第2項 カリキュラムとその改正

多様なバックグラウンドをもつ入学者に対して一般民事弁護を中心とする教育を目指した本研究科は、設立当初から3年コース生（法学未修者）の教育に力を注いできた。設置当初は、3年コース生もその教育課程によって十分に法律学の素養を修得でき、引き続き2年次以降の配当科目も修得することが期待された。しかし、膨大な学修量を短期間に詰め込むカリキュラムには無理があったといわざるを得ない。

この点は、法科大学院教育に携わった経験を有する教員であれば皆同じ感想をもつだろう。それゆえ、未修者教育を補充するため、履修単位数の上限を緩和し、無理なく修得させる措置が必要となった。本研究科も1年次の選択必修科目として、「基礎

〇〇法特論」という名称の科目を配置した。これらの科目は、次段階の科目（「基礎〇〇法」）への接続を図るもので、学生の学修意欲を高めるよう創意工夫が図られている。その後、憲法・民法・刑法のみならず、行政法・商法・民訴法・刑訴法における導入部分も織り込んで実施されている。

2019年には、未修者教育の質の保証の観点から、日弁連法務研究財団と法科大学院協会が共同で設置した委員会によって「共通到達度確認試験」が全国一斉に開始された。これは全国のほとんどの法科大学院によって導入され、1年次から2年次への進級判定の資料として利用されるようになっている。

### 第3項 学生支援

#### (1) 自習室・図書資料室・パソコンルーム

前述のように、すべての在学生在が自席をもち、図書資料室にも簡単にアクセスできる環境こそが、学生の経済的事情を考慮した何よりの学生支援である。そこで、24時間集中して学修に専念でき、隣接する図書資料室には、必要があればすぐに手にとって読めるよう最高裁判所判例集や基礎的な体系書・参考書を配架している。

もちろん、現在は判例・文献を収集するためにデータベースも最低限利用でき、自宅からもそのようなデータベースにアクセスできないわけではない。ただ、静謐な環境で学修に集中できる空間は重要であるだけでなく、学修に打ち込む仲間の姿を目にすることが刺激にもなるようである。

#### (2) 経済的支援制度

より直接的な経済的支援としては、2010年度から千葉大学独自の奨学金として「千葉大学法科大学院奨学金」が創設された。これは専任教授の個人的な寄付を原資としたもので、ピーク時には年支給総額180万円に達し、経済的に困難な状況にあった学生への支援として大いに役立った。また、この奨学金は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「学位授与機構」という）から一定の評価を受けている。

ほかにも、大学キャンパスの近隣に住居を確保できるよう一定の条件を充たす地方出身の女性学生に住宅費を補助する支援を行っている。また、育児中の学生には、保育園（千葉大学が職員向けに併設する「やよい保育園」）を利用できるよう配慮する取組みを行っている。

(3) 学務室・助手室

本研究科の授業支援の最前線として日々の授業運営に学務室と助手室の存在が欠かせない。学務室は、その名称に変遷があり、代々の専門員らが本研究科を支えてきた。

一方、助手室は、設置当初から林美春助手、2014年からは穴倉美陽子事務補佐員も加わり、本研究科の運営を支えている。

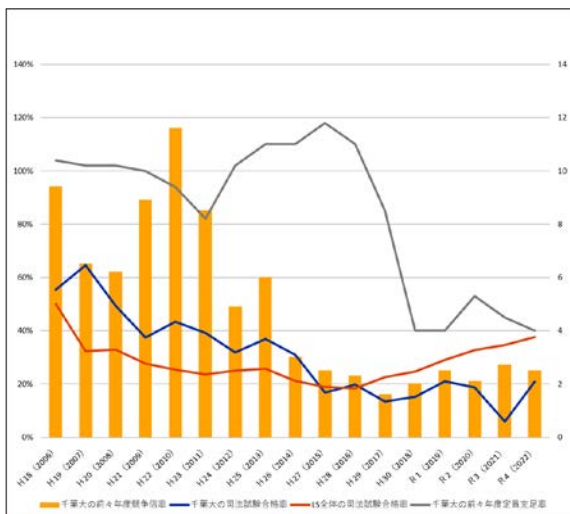
さらに本研究科では、情報担当委員であった林陽一教授の尽力により比較的早くから「授業情報掲示板」と称するウェブ上の掲示板で授業資料等を提供してきたが、2020年から始まる感染症拡大後は、千葉大学Moodle（学修支援システム）等の運用が一気に加速した。

第4項 司法試験

学生の当座の目標は、その修了により受験資格が得られる司法試験を受験し、これに合格することにある。本研究科の修了生も、2004年度に入学した法学既修者（2年コース）が2006年から受験し今日に至っている。

新司法試験は、毎年5月中旬に4日間実施され、その出題範囲は、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法および選択科目と、広範囲にわたっている。

表2-14-3-1  
千葉大及びLS全体の司法試験合格率  
千葉大の前々年度の入試競争倍率と前々年度の定員充足率



る。2022年の全法科大学院の平均合格率こそ40%を超えたが、依然厳しいハードルであることに変わりない（本研究科の合格率と平均合格率の推移については表2-14-3-1を参照）。

なお、後述のように、2023年から在学中受験制度の導入に伴い、司法試験の日程も7月中旬の4日間で実施されることになった。

## 第5項 認証評価

法科大学院を設置する大学は、その教育研究活動の水準を維持する必要がある。そこで、法科大学院評価基準に適合しているか否か定期的に文科省の認証を取得した評価機関によって評価（認証評価）され、認定を受けなければならない。この点について、関係法令に従い、少なくとも5年以内に1回は評価機関による評価を受審することとされている。本研究科も設立当初、4年に1回、第三者評価を受けることとされた。これは2年に1度、本研究科独自の外部評価を実施することもあって、評価年度が連続しないよう配慮したものであった。しかし、認証評価にかかる費用負担の軽減を図るため、その後、5年に1回に改めた。

最初に学位授与機構による認証評価を受審したのは2007年度であり、この年は適合認定を受けられず、翌年度の追評価で適合認定を受けた。

その後、2011年度には林陽一教授が自己評価・点検委員長として対応した。また、2015年度には木村琢鷹教授が自己評価・点検委員長として尽力し、学位授与機構から特記事項のない適合認定を受けている。

2020年度には、下井康史研究科長の下、大林啓吾教授が自己評価・点検委員長として対応した。新型コロナウイルスが猛威を振った時期であり、本研究科はもちろん、学位授与機構にとっても手探りの中、初の完全オンライン審査が敢行された。このときは本研究科の実務家教員の実務能力や独自の奨学金制度等について一定の評価を得ている。

## 第4節 法科大学院制度の改革

### 第1項 法科大学院制度の低迷

本章の冒頭で述べたとおり、年1回実施される司法試験で法曹に適した人材を選抜するのではなく、プロセスを重視した法科大学院制度による法曹養成が理念とされたが、現実には、想定された以上に多数の法科大学院が設置され、その中には教育能力が不十分な法科大学院もあった。また、社会人等で法科大学院教育を受けられない者のために、例外的に設けられた司法試験予備試験が、当初の意図に反し人気を博した。

これらの要因から2004年度には72,800人もいた法科大学院入試の受験者は、2018年には8,000人を下回るまで落ち込んだ。この間、学生募集を停止した法科大学院が相次ぎ、2023年現在、学生募集を継続している法科大学院数は34校に減少している。

しかし他方で、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の導入により将来の司法を担う有為な人材が養成されたことも事実である。その後、文科省をはじめ関係機関の努力により、低迷を打開する法整備が検討された。その結果、2021年よりいわゆる法曹コース制度が、2023年からは在学中受験制度が始まった。

## 第2項 令和元年司法制度改革

### (1) 法曹コース制度（連携法曹基礎課程）と在学中受験制度の導入

これまでの法科大学院制度では、法曹志望者が高校卒業から起算して法曹資格を取得するまで8年近くかかっていた（学部4年＋法科大学院2年＋ギャップターム8カ月＋司法修習1年）。これは医学部6年で国家試験を受験し資格を得られる医師と比較しても時間がかかりすぎ、魅力的な進路とはいえないと指摘されていた。こうした問題を改善するために、2019年に「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、2021年4月から法曹コース制度が新設された。法曹コースは、学部を3年で早期卒業し、法科大学院の2年コースを修了したうえで司法試験に合格すれば、法曹資格を取得できることを想定した制度である。

### (2) 本研究科の対応

本研究科も、2018年には、下井教授を中心に松下教授、北村教授のほか法政経学部から皆川宏之教授、佐伯昌彦准教授を加え、ワーキング・グループが立ち上げられた。ここでの慎重かつ入念な審議を経て、2019年には、本学法政経学部のほかに、明治学院大学法学部とも連携協定を締結した。さらに、地方出身の学生にも法曹への門戸を開くために、鹿児島大学法文学部とも連携協定を締結した。

こうして2021年には、法曹コース修了者向けの特別選抜が実施され、最終的に4名の学生が1期生として2年コースに入学した（定員は6名）。2023年7月に、在学中受験が開始された。

令和期の司法制度改革が功を奏したか否か現時点ではまだ判断できないが、いわゆる「3＋2＋在学中受験」によって法曹人気に回復の兆しが見えたことは確かである。

この流れを受け、本研究科の入試状況も回復基調にある。

### 第3項 19年間の歩み

2004年に誕生した本研究科は、小規模ロー・スクールながら2006年から2022年までに329名の司法試験合格者を輩出した。千葉大学75年の歴史から見ればわずか19年間の歩みだが、この間に本研究科の修了生は、全国各地で弁護士・検察官・裁判官として、あるいは官公庁や企業で専門的な法的知見を有する者として活躍している。彼らの活躍を見れば、本研究科がいかに有為な人材を送り出してきたか明らかである。

新型コロナウイルスの感染拡大や、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻などこれまで予想もしなかった事態が生じ、ますます社会における経済格差が激しくなっている。また、個々人の価値観も多様化し、複雑な法的問題も生起している。今後も法的ニーズが増えることはあっても減ることはないだろう。今ほど生きている一人ひとりのために、心ある法曹が必要とされる時代はないとあってよい。このような社会の変革期にあって、法曹養成機関として不断の努力を続けていくことが本研究科に課せられた使命であり責務である。